

## 第4回レセプト講座への質問→回答（5.9版）追加

Q 7	訪問診療をしてもしなくても外来受診率を報告することが歯科診療所に義務化されました。外来受診設備を持たない訪問診療専門の歯科診療所と区別するためと理解しています。先の質問と重複しますが、大学の付属歯科病院とか、医科に併設された歯科とかいろいろな形態があると思います。そのようなところでも同様に報告は必須なのでしょうか？
A	外来受診率の報告はなくとも一般の歯科診療所は大丈夫です。実績の報告が必要なものは「地域歯科診療支援病院歯科初診料」の施設基準に適合する歯科病院等となります。



【追加】

問	<p>①報告（様式 21 の 3 の 2）をしないと従来の訪問診療料が来年の 4 月から算定できないと理解していました。疑義解釈では病院は報告の義務がないと書いてあったようです。</p> <p>②病院は報告をしなくても従来の訪問診療料の算定は可能？これは入院施設があるから？報告義務があるのは入院施設のない一般歯科診療所のみなのでしょうか？</p> <p>何を持って報告を課しているのか知りたかったことと、報告をしなくても訪問歯科診療料を算定できる医療機関があるのか？とおもったので。歯科訪問診療専門の歯科診療所を淘汰するための書類のような気がしどうも釈然としないので質問をしました。</p>
A	<p>①その通りです。歯援診以外の歯科訪問診療を実施する歯科診療所は様式 21 の 3 の 2 の届出が必要です。</p> <p>②ご指摘のとおり 3 月 31 日付の疑義解釈資料の問 15 に病院が訪問診療を行う場合は、届出不要ですが歯科訪問診療料の算定は可能です。</p> <p>この理由を厚生局に問い合わせしたところ、正確な理由は分かないがと前置きしたうえで「注 13 に規定する施設基準の届出は、は歯科診療所にかかるものだからでは」との回答でした。病院は診療所ではないために不要ということでした。</p>

報告（様式 21 の 3 の 2）をしないと従来の訪問診療料が来年の 4 月から算定できないと理解していました。疑義解釈では病院は報告の義務がないと書いてあったようです。

病院は報告をしなくても従来の訪問診療料の算定は可能？これは入院施設があるから？報告義務があるのは入院施設のない一般歯科診療所のみなののでしょうか？

何を持って報告を課しているのか知りたかったことと、報告をしなくても訪問歯科診療料を算定できる医療機関があるのか？とおもったので。